



## 小規模保育事業所（市の認可事業）での不適切な保育の発生に伴う行政指導について

社会福祉法人菊光会が運営する小規模保育事業所「コモレビ・ナーサリー」において、市の調査の結果、不適切な保育が発生していたことが確認されました。

そのため、令和4年12月19日付で当該社会福祉法人に対し、行政指導を行いましたので、報告します。

### 1 対象法人

社会福祉法人菊光会 理事長 佐々木 翠  
松戸市仲井町1-32-6

### 2 事件発生施設

- (1) 施設名 コモレビ・ナーサリー（小規模保育事業所）
- (2) 所在地 松戸市東松戸2-2-14
- (3) 施設の現況 職員9名、入所児童17名（1歳7名、2歳10名）

### 3 不適切な保育の内容

職員3名により以下の行為が、園児約6名に行われた。

- (1) 給食時、在所児童の頭を叩いた行為
- (2) 在所児童の腕を引っ張り引き寄せ、頭をおもちゃで叩き、頬を指で小突き、再び腕を引っ張り引き寄せ、再度頬を指で小突く行為。
- (3) 在所児童をトイレに4～5分一人きりで放置した行為 等

### 4 事件の経過

令和4年 9月22日	匿名（退職した保育士）の方から公益通報
令和4年10月 7日	市が現地立ち入りの特別指導監査を実施
令和4年10月24日	法人から「不適切な保育はなかった」と記載された報告書と防犯カメラデータの提出
～令和4年11月下旬	市が防犯カメラの検証をし、不適切な保育の発覚
令和4年12月 2日	市と一緒に法人の理事が不適切な保育の映像を確認
令和4年12月 6日	法人が不適切な保育を認める
令和4年12月 7日	千葉県松戸警察署へ相談
令和4年12月19日	行政指導を実施



## 5 関係法令

- (1) 松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第12条（虐待等の禁止）
- (2) 松戸市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第50条において準用する第25条（虐待等の禁止）
- (3) 子ども・子育て支援法第51条（勧告）

## 6 行政指導の内容

### (1) 保護者に対する信頼回復について

これまでの経過と今後の対応策を取りまとめ、松戸市と事前に協議を行い、信頼回復に向けた保育提供体制の再構築に係る保護者説明会を早急を実施すること。

### (2) 再発防止への取り組みについて

今回の事案を検証し、不適切な保育の再発防止に向けて、各種マニュアルの見直しや職員研修を実施すること

### (3) 保育提供体制の再構築について

再発防止に向けて、職員同士が保育提供内容を相談出来るような風通しの良い職場環境を構築するため、現在の保育提供体制の再構築を行うこと。

## 7 再発防止策並びに改善策

- (1) 市内保育施設を対象とした実態調査の実施
- (2) 不適切な保育のチェックリストを作成
- (3) 不適切な保育の実施にかかる研修会を実施

日時 令和4年12月21日(水)①13時30分 ②15時30分～（入替制）

場所 松戸市衛生会館3階大会議室（松戸市竹ヶ花45-53）

- (4) 通報窓口の設置

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部保育課 ☎047-366-7351

FAX047-366-7462 ✉ mchoiku@city.matsudo.chiba.jp